

## 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「市長公室」を「政策局」に改め、同条第3号中「子ども青少年局」を「子ども青少年局」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。